

## 地方環境事務所職員による 貨物検査への立会や事前相談のあった貨物確認の様子

関税法に基づく輸出入申告のあった貨物について、税関が行う貨物検査に立会い、貨物の状態を確認しました。また、事前相談のあった貨物を取り扱う事業所において、事前相談資料との整合性等を確認し、コンテナ等に積み込まれる際、不適正な取り扱いとならないよう、事業者に対して、基準の遵守や異物除去の徹底等を指導しました。

汚れや異物の混入がある貨物（例えば、廃棄物に該当する使用済家電製品が混入している雑品スクラップ）、中古利用に適さない使用済家電製品（例えば、破損や傷があるもの、コードが断線しているもの、画面保護されていないモニター等）、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可を有さない者の行った解体自動車の部品等は、廃棄物処理法又はバーゼル法に基づく規制対象物となる場合があるため、貨物検査に立会い、確認を行っています。

### 貨物検査への立会

 <p>雑品スクラップの検査立会</p>	 <p>コンテナ開披検査（中古車）</p>
 <p>コンテナ開披検査（被覆電線）</p>	 <p>開披検査（中古パソコン）</p>

### 事前相談のあった貨物の現地確認

 <p>雑品スクラップヤードの確認</p>	 <p>雑品スクラップヤードの確認</p>
--	--